

# 意見陳述書

2008年5月9日

熊本地方裁判所民事2部合議 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺信勝

## 1 はじめに

被告JITCOの訴訟態度及び本日、申し立てた福岡入国管理局に対する調査嘱託及び文書送付嘱託に関する意見を述べる。

## 2 被告JITCOの訴訟態度について

(1) 私たちは、2008年2月6日付準備書面(1)において、被告JITCOに対して、被告プラスパアパレル協同組合等にどのような調査を実施してきたのか回答を求めるとともに、協同組合等から提出された文書を開示するよう釈明を求めていた。

被告JITCOに対してかかる釈明を求めた理由は、原告らの研修及び技能実習の実態を訴訟において明らかにさせることにある。それによって被告協同組合等から提出された書類に明らかに虚偽があるか、被告JITCOの杜撰な監査が明らかになり、これらが原告らの人権侵害を容認してきたことが明らかとなるからである。

これに対して、被告JITCOは、2008年5月8日付準備書面において、「受入れ機関や研修生・技能実習生本人の任意の接触(相談等)や協力(巡回指導等)により行っているものであり」「業務により取得した情報をみだりに開示することはできない」「回答することは必要もなく、また妥当性も欠く」等として我々の釈明の回答を拒否した(平成20年5月8日付準備書面7頁第2)。

しかしながら、これらの情報は、原告らの研修・技能実習の実態を明らかにさせ、被告協同組合や被告JITCOが制度の適正実施のためにいかなる監査を実施して原告らの人権侵害を防ぐ手だてを講じていたのかを明らかにさせるものであり、原

告らの人権回復にとって必要なものである。

それにもかかわらず、被告 J I T C O が釈明に応じずに被告 J I T C O が原告らの研修ないし実習の実態を明らかにすることを拒むことは、協同組合らを擁護し、協同組合らによる人権侵害を容認する態度であると言っても過言ではない。

- (2) そればかりか、被告 J I T C O は、2008年5月8日付意見陳述書に対する反論書の中で「長年にわたる研修・技能実習制度の成果及び被告 J I T C O の実績を一顧だにせず、ことさらに無視して「ブローカー」等と名誉を毀損するものである」「他者の人権にも配慮した訴訟対応をされるよう、要請する」などと主張する。

しかしながら、外国人研修・技能実習制度を悪用した人権侵害や違法労働事例が1999年頃から国会等で何度も指摘され続けている。そして、その度に、政府は、被告 J I T C O を通じて監督・是正を図ることを明言している。被告 J I T C O が制度の中核的機関として位置付けられ、制度が適正に実施する責務があることはもはや疑う余地もない。

被告 J I T C O は研修生・技能実習生への人権侵害が深刻な社会問題となっているにもかかわらず、「長年にわたる研修・技能実習制度の成果及び被告 J I T C O の実績を一顧だにせず、」と自らの実績を恥じることもせずに誇らしげに主張しているのである。

しかも、前述のとおり原告らの人権侵害を容認する態度をとりながら、原告らの意見陳述によって名誉が毀損されたとして自らがあたかも人権侵害を受けたかのような主張をしているのである。

被告 J I T C O がその責務を放棄し、事実を明らかにせず、さらには自らが被害者であるかのような訴訟態度をとることは決して許されるものではない。

被告 J I T C O には、制度の中核的機関としての責務を果たすべく、積極的に事実を明らかにすることを強く求める。

### 3 調査嘱託及び送付嘱託を早期に実施すべきこと

被告 J I T C O は釈明に応じようとしないうえ、本日、福岡入国管理局に対して調

査嘱託及び文書送付嘱託を申し立てた。

原告らの研修・技能実習の実態を明らかにするためであり、その対象となる情報や文書は原告らの人権侵害に必要な情報である。

また、被告 J I T C O が「業務により取得した情報をみだりに開示することはできない」「回答することは必要もなく、また妥当性も欠く」ということを回答を拒否する理由とするのであれば、第三者である入国管理局に対する調査嘱託や送付嘱託を拒否する理由はないはずである。

したがって、裁判所におかれては、早急にこれらを採用することを求める次第である。

以 上